

平成 30 年 11 月定例総会

小値賀町農業委員会総会議事録

平成 30 年 11 月 26 日（月）

午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分

小値賀町役場 2 階西側会議室

小値賀町農業委員会

平成 30 年 11 月定例 小値賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時：平成 30 年 11 月 26 日（月） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分
2. 開催場所：小値賀町役場 2 階西側会議室
3. 出席委員：(13 人)

会長	松山多作			
会長職務代理者	2 番 小崎八郎治			
委員	3 番 吉田英章	4 番 江川克彦	5 番 川久保和幸	
	6 番 宮崎幸二	7 番 大田 廣	8 番 前田 猛	
	9 番 岡野耕藏	10 番 北野長義	11 番 入口政隆	
	12 番 土川浩子	13 番 迎 広子	14 番 欠員	

(推進委員：4 人) 大久保勉 木村一夫 筒井正美 福田直次

4. 欠席委員： なし

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について 6 番 宮崎幸二委員 7 番 大田 廣委員
- 第 2 議案第 14 号 利用状況調査・荒廃農地調査に係る農地・非農地の判断について
- 第 3 議案第 15 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく使用貸借権の設定について
- 第 4 報告第 6 号 農地改良等届出について
- 第 5 その他
 - ・12 月の総会の日程について
 - ・その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 慶幸
書記 西 浩康

7. 議事参与制限 なし

8. 会議の概要

事務局長： みなさん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより、平成30年11月の小値賀町農業委員会定例総会を開催いたします。

本日の出席委員は全員で過半数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、会長にあいさつをお願いいたします。

松山会長： みなさん、こんにちは。荒廃農地解消対策班の皆さんは、先日19日の納島の現地確認は、大変お疲れ様でした。前もって、皆さんにもご連絡したかと思いますが、納島の農地・非農地判断を19日に行っております。あともって、事務局より報告があるかと思っておりますのでよろしく申し上げます。次回は、12月に大島の非農地判断をと思っております。その時はまたよろしく申し上げます。

それでは始めたいと思います。

日程第1 会議録署名委員の指名についてを議題とします。私に一任できますでしょうか。

<異議なし>

松山会長： ありがとうございます。

それでは、6番 宮崎幸二委員 7番 大田 廣委員に申し上げます。

続きまして、日程第2 議案第14号 利用状況調査・荒廃農地調査に係る農地・非農地の判断についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

西書記： それでは議案第14号について説明します。

利用状況調査・荒廃農地調査に係る農地・非農地の判断について、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定に基づき農業委員会の審議に付す。平成30年11月26日 小値賀町農業委員会 会長 松山 多作 です。

対象農地は、別紙一覧表と地図のとおりです。今回は、納島地区の田20筆3,611㎡、畑46筆14,052㎡の計66筆、総面積17,663㎡です。なお現場確認は、先週19日に地元委員と荒廃農地解消対策班の委員及び会長・事務局で行っています。

農地・非農地の判断基準は、平成20年4月15日付け農林水産省局長通知の『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について』の第3に記されておりますが、耕作放棄地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、つまり、人力や農業用機械では耕起、整地ができない土地で、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地、つまり基盤整備事業等の実施が計画されていない土地について判断するものとし、

1 その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合

2 1以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

は、農地に該当しないものとし、これ以外のものは農地に該当するものとしております。

【判断後の対応】としては、農地として残した方が良いと判断した場合は、町及び所有者へ「農地」に該当する旨の判断をしたことを通知し、利用に関する意向調査を行い、必要であれば耕作放棄地解消の指導を行うこととなります。また非農地と判断した場合は、所有者へ非農地通知書を発出し、併せて町及び県・法務局に非農地通知一覧を送付し「非農地」と判断したことを通知します。これにより、農業委員会は、農地基本台帳の当該農地を山林原野として整

理し、農地としては取り扱いません。また所有者は、通知書をもって登記地目を山林原野等に変更することができます。

それでは、順を追って見ていきたいと思います。様式第1号に、農地・非農地判断対象リストとして66筆あります。それから、地図と航空写真、本日お配りしております、先日の現地確認した時の現地の写真を見ていただきたいと思います。写真の方は、全ヶ所ありませんが、主なところを抜粋して載せております。

《以下、資料により説明》

以上が、納島地区の66筆の状況です。

松山会長： ただいま事務局から説明がありましたけれども、今回、荒廃農地解消対策班、地元委員を含めて6名と、事務局と私の9名で農地を回りました。その結果を、事務局から説明がありましたが、離島の離島ということで農地も狭いですが、まだ管理されている土地があったものですから、非農地としての扱いにはならないのではないかとということで、10筆を非農地には上げないということにいたしました。これは地元委員も加わってもらい現場で確認をしていただきました。そういうことで農業委員会としては、今の10筆を除く納島地区の圃場に非農地通知を出すということになるかと思いますが、何かご意見はありませんか。

岡野委員： 今、非農地の確認をしましたが、その前は何年前に非農地を確認したのですか。

西書記： 5年前の10月です。

今の説明でわかりにくかったと思うので確認しますと、非農地ではないと判断したのが、リストの番号26番27番で與石の2筆、番号28番29番で大曾根の2筆、番号40番の田ノ浦の1筆、番号51番から53番の田ノ浦3筆、番号63番64番の針木1筆、大川原1筆の計10筆が、まだ非農地とは言えないという判断です。残りの56筆につきましては非農地という判断しております。

松山会長： 今年はまだ終わりましたが、来年も利用状況調査が行われると思います。その時点で、現場の状況が変わっていればそれ以降の非農地判断になるかと思いますが、出来る限り管理出来ればと思います。しかし、納島地区も地主の方が不在ということで、また、耕作者も少ないということで大変かと思いますが、皆さんで協力し合って守っていただければと思います。よろしくをお願いします。

西書記： また、今回非農地と判断されなかった農地につきましては、所有者の方に利用意向の調査をかけて、今後どうするか確認をしたいと思っております。

松山会長： この件については、よろしいでしょうか。

<異議なし>

松山会長： それでは、このように判断することにいたします。

続きまして、日程第3 議案第15号 農地法第3条第1項の規定に基づく使用貸借権の設定についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

西書記： それでは議案第15号について説明します。

まず農地の所在は、資料記載のとおり柳郷字湊田〇〇〇番から〇〇〇番〇の田圃10筆で合計面積3,069㎡です。貸付人は資料記載のと通りの9名で、借受人は柳西の●●●●さん●●歳です。●●さんの借受前の耕作面積は13,545㎡で借受面積が3,069㎡であり借受後の耕作面積は16,614㎡となります。貸借の理由は、借受人の農業経営規模拡大のためとなっております。貸借期間は、5番の湊田〇〇〇番が平成30年12月1日から平成35年11月30日までの5年間で、そのほかの9筆は平成30年12月1日から平成40年11月30日までの10年間です。借受人は下限面積もクリアしており、農地法第3条第2項各号の規定には該当しないと思われるので、事務局としては許可相当かと思われます。

なお、この10筆の田圃の中には、平成28年9月に農業委員会により非農地判断し非農地通知を出した農地もありましたので、その農地につきましては農地台帳登載内容の変更申出書が提出されており、農地台帳上の地目を山林原野から田圃へ変更しております。以上で説明を終わります。

松山会長： この件について、地元委員から何もありませんか。

土川委員： 特にありません。

松山会長： この件につきましては、前回現地を視察していただいたところでもありますし、また、農業委員会の方に届出が出ていなかったものですから後先になりましたが、今回このように上がっています。何かご意見はございませんか。その他、ご異議はございませんか。

<異議なし>

松山会長： それでは、許可することにいたします。

続きまして、日程第4 報告第6号 農地改良等届出についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

西書記： 報告第6号について説明いたします。

この件につきましては、先程の議案第15号により、柳の●●さんへの使用貸借権の設定が許可されたところですが、前回総会の折、現地を見ていただいたとおり2~3畝ほどの狭い田圃ばかり10筆でありますので、農作業の効率化を図る目的で添付資料のとおり農地改良等届出が提出されております。農地の所在は先程の議案第15号で説明しました田圃10筆で、工事

期間は来年の3月10日まで、施工は●●さんの直営施工となっております。

工事の概要は、簡単な横断面図と字図を付けております。字図の中央にA・B・Cと線を引いていますが、この断面図となります。真ん中の方が一番低くなっておりまして、AとC側は高くなっているような断面になっております。高低差が1mくらいで、高い方の50cmを削り、低い方の50cmに均すという改良を行いたいそうです。また、田圃の西側に深さ3mほどの溜め池を2ヶ所掘って田圃用水を確保するというものです。横断面図で言いますと、真ん中に太い線がありますが、これが計画面で、その下が現況面になります。このように均したいということです。なお、工事完了後の作付計画としましては、水稻の作付を予定しているということです。

また、この農地改良等届出の提出にあたっては、対象農地所有者の同意書及び施工主本人の誓約書を取っております。誓約書の内容としましては、期間内に工事を完了して耕作することや、水利関係者、隣接関係者とは十分協議のうえ施工しますということや、一番最後には、施工中及び完成後、隣接農地等に被害が生じた場合や隣接地所有者等から苦情等が出た場合は、自己の責任において対処し、町や農業委員会には迷惑をかけませんということで誓約書をいただいております。施工については、近隣の耕作者や所有者との協議が一番大事かと思っておりますので、その辺は十分に協議した上で施工をして下さいと確認をしております。以上で報告を終わります。

松山会長： ただいま、事務局から報告がありましたけれども、何かありませんか。木村推進委員、よろしいでしょうか。

木村推進委員： はい、いいと思います。

松山会長： 地元委員・推進委員には、工事の際は目配りをよろしくお願いします。

それでは、この件についてはこのとおりといたします。

続きまして、日程第5 その他についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

西書記： その他についてですが、次回の総会の日程についてです。例年12月は、総会終了後に忘年会ということで懇親会を行っていることもありますので、例年20日前後の少し早い時期に開催しているかと思っております。12月の行事予定表を見ていただくと、17日の週はいかがかと思いますがどうでしょうか。

筒井推進委員： 18日は都合が悪いです。

西書記： そうなると、19日を第一候補で調整したいと思います。総会を15時から、忘年会を18時からで設定したいと思います。

松山会長： 19日で進めていきたいと思っております。

西書記： 二つ目のその他ですが、欠員委員の公募をしていたのですが、応募者はいませんでした。前回の総会の折に、過去の農業委員会職員で退職されている方にとっておりましたが、その件について、事務局内で協議したのですが、長く勤めていただきたいというのがありますし、女性委員が1名減になっておりその辺も考えなければいけないですので、欲を言うようですが、出来れば40・50代の女性の方を探せないかと考え直したところでした。欠員委員の補充も急ぐのは急ぎますが、至急を要することでもないかと思っておりますので、来年の3月あたりまでじっくりあたってみて候補者を3月議会の方に上げて選定していただきたいと考え直したところでした。今の段階では、まだ何も決まっております。これから候補者を選定したいと思います。以上です。

松山会長： 利害関係のない方ということでなかなか難しく、事務局が言われたように、もう少し時間をかけて探すということで考えております。その辺でご了解をいただきたいと思っております。

西書記： 公募も一回目の期限は切れましたが、引き続き、ホームページ等で行いたいと思っておりますので、委員の中でも心当たりがある方がいれば、事務局の方にお知らせ願えばと思っております。よろしくお願ひします。

松山会長： 皆さんの方から推薦などあれば、事務局の方にご一報をいただければと思っております。よろしくお願ひします。

西書記： その他の3番目ですが、農業者年金の加入の件ですが、年金班の頑張りのおかげで2名の方が加入ということになりました。柳の▲▲▲▲さんと、中村の▼▼▼▼さんが加入の申し込みをしていただいております。今、事務局の方で処理中です。今回は目標に対して200%の達成となりましたが、来年は来年で、また一名の確保ということでよろしくお願ひします。

松山会長： 他に、みなさまから何かございませんか。何もないようでしたら、これで総会を終わります。ありがとうございました。